

# 著作権の制限 4 （公開の美術の著作物等の利用）

---

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年6月8日

# 美術の著作物・写真の著作物の原作品の所有者による展示（45条）

## 45条

「美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。」

- 45条は、展示権者と美術の著作物・写真の著作物の原作品の所有者との権利関係を調整している。通常、著作権者は、原作品を譲渡する際に、十分な対価を取得している。他方、所有者の利用権が尊重されるべきである。
- 美術の著作物・写真の著作物の原作品の所有者は、展示権者から許諾を得ることなく、原作品を公に展示することができる。
- ただし、美術の著作物の原作品を45条2項の「屋外の場所」に恒常的に設置する行為は、展示権者の許諾が必要（45条2項）。当該行為がなされると、46条が定める公衆による自由利用の対象になってしまう。
- 美術の著作物・写真の著作物を複製物により公に展示する行為は、著作権（展示権）に抵触しない。

## 25条（展示権）

「著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。」

# 公開された美術の著作物・建築の著作物の利用（46条）

## 46条

「美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 一 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
- 四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」

## 45条2項

「前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。」

- 美術の著作物の原作品であって45条2項の「屋外の場所」に恒常的に設置されたもの、及び建築の著作物は、46条各号所定の利用を除き、公衆が著作権フリーで利用することができる。
- 「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」⇒複製するのも、上映するのも、公衆送信するのも自由。翻案した上でこれらの行為をするのも自由。ただし、著作者人格権侵害の問題は残る。
- 公開著作物利用（46条）の抗弁の趣旨
  - ✓ 公衆がアクセスできる美術の著作物と実際に建築された建築の著作物は、社会的慣行上、公衆による記録・伝達の対象とされている。
  - ✓ そのため、これらの著作物に対する著作権の行使は、公衆の行動を過度に抑制することになる。
- 46条の「建築の著作物」は、実際に建築されたものを指すと考える。

# 公開された美術の著作物・建築の著作物の利用（46条）

- 建築の著作物については、公衆がアクセスできない場所に設置されていても46条が適用される。
- 「（街路、公園その他）一般公衆に開放されている屋外の場所」又は「（建造物の外壁その他）一般公衆の見やすい屋外の場所」とは、不特定又は多数の者が見ようとすれば自由に見ることができる広く開放された場所を指すと解するのが相当である（東京地裁平成13年7月25日判決（横浜市営バス事件））。
- 入場料が徴収される有料スペースも、入場料を支払えば誰でも入場することができるのであれば、45条2項の「屋外の場所」に該当すると考える。
- 「恒常的に設置」とは、社会通念上、ある程度の長期にわたり常時継続して、不特定又は多数の者の観覧に供する状態に置くことを指すと解するのが相当である。通常運行されているバスの車体への描画は、運行時間外は倉庫に格納されていても、「恒常的に設置」に該当する（東京地裁平成13年7月25日判決（横浜市営バス事件））。
- 著作権者（美術の著作物の展示権者）の意思に反して45条2項の「屋外の場所」に設置された場合にも、46条柱書は適用される。
- 46条の適用対象は、美術の著作物の**原作品**と建築の著作物に限定される。美術の著作物の複製物、写真の著作物は、適用対象外。しかしながら、公衆はこれらの適用対象外著作物も利用可能と考えるであろう。そのため、これらの適用対象外著作物が、「屋外の場所」に「恒常的に設置」された場合には、46条が類推適用されると考える。

# 46条の自由利用から除外される事由

- 1号（「彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合」）
  - 彫刻の「増製」は、彫刻の形態で複製することを意味する。
  - 彫刻を写真、絵画等の表現方式で複製して公衆に提供する行為は、販売を目的としない限り、自由利用から除外されない（著作権フリーである）。販売を目的とする場合は4号が問題になる。
- 2号（「建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合」）
  - 2号の対象は、建築による複製と建築による複製物の譲渡に限定される。
  - 建造物を写真又は絵画の表現方式で複製し、その複製物（写真又は絵画）を公衆に提供する行為は、自由利用から除外されない（著作権フリーである）。
  - 「建築による複製」は、建築物としての実用性がある（住居、店舗、オフィス、娯楽施設又は倉庫の用途で利用できる）ものを作製することを意味する。46条2項の趣旨はこのような模倣建築の禁止である。したがって、建築物のミニチュアの作製／譲渡には、46条2号は適用されない。
- ◆ 建築物が美術的に創作されたものであるとき、建築物の非建築複製物（ex. 写真、絵画、ミニチュア）の販売に4号が適用されるか？
  - 46条柱書は、「美術の著作物」と「建築の著作物」を区別している。したがって、建築物は、4号の美術の著作物から除外される（4号は適用されない）と考える（著作権法コメンタール2[第2版]470頁）。
  - そうすると建築物の非建築複製物（ex. 写真、絵画、ミニチュア）を複製して販売する行為は、2号（建築による複製物の譲渡）にも4号（「美術の著作物の複製物の販売」）にも該当しないので、複製権・譲渡権を侵害しない。

# 46条の自由利用から除外される事由

- 3号（「前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合」）
- 45条2項の「屋外の場所」に「恒常的に設置する」ための複製は、自由利用から除外される。
- 3号においては、著作物の種別に制限はない。建築の著作物も含まれる。したがって、建築の著作物の絵を屋外設置する目的で写生する行為は複製権侵害になる。ただし、建築の著作物の絵を屋外に設置する行為自体は展示権侵害にはならない（原作品の展示ではない。）。
- 4号（「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」）
- 4号の目的物は、複製物、すなわち著作物が有形的に再製された物（2条1項15号）に限定される。また、移転態様は、販売、すなわち有償での譲渡に限られる。
- 著作物データのダウンロード販売には4号は適用されない。ただし、有形物販売の場合と区別すべき合理的理由はないことから、類推適用され则认为る。
- 広告宣伝活動の一貫として贈与する目的で複製する行為には4号は適用されない。
- 有償貸与する目的で複製する行為には4号は適用されない。



# 46条の自由利用から除外される事由

- 4号の趣旨は、美術の著作物の商業的需要を保護することであると考えられる。
- 販売された複製物の通常の使用において消費者が当該美術の著作物を独立して鑑賞すると考えられることは、「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として」と認定する主要な要素になる。このような態様の複製物が販売されると、美術の著作物の商業的需要を減殺する効果が発生する。
- 販売された複製物に美術鑑賞以外の商品価値（他の商品価値）があることは、「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として」との認定を否定する要素になる。ただし、美術の著作物の商業的需要を保護するという46条4号の趣旨に鑑みると、他の商品価値がある場合であっても、美術の著作物としての商品価値が他の商品価値を圧倒しているときには、「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として」に該当すると考える。

Ex. 販売用の絵葉書又はカレンダーに美術の著作物を複製

- 雑誌中の記事又は宣伝広告で美術の著作物が複製されているが、雑誌の購入者が、通常、当該美術の著作物を独立して鑑賞するとは考えられない態様である場合には、「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として」には該当しない。
- ◆ 雑誌の表紙に美術の著作物が複製されており、雑誌の購入者が、通常、当該美術の著作物を独立して鑑賞と考えられる場合、「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として」に該当するか？
- 美術の著作物の商業的需要を奪っているという観点では、「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として」に該当すると考えられる。
- 他方、雑誌の商業的価値は、表紙のデザインではなく、記事の内容であるという側面に着目すると、「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として」に該当しないと考えられる。

# 46条の自由利用から除外される事由

- ◆（１）著作物である建築物を模倣してミニチュア建造物を作成し、屋外に展示するのに、著作権者の許諾は必要か？
- ◆（２）東武ワールドスクウェアのミニチュア建築物を写真撮影して販売する行為は、複製権・譲渡権を侵害するか？オリジナル建築物に創作性があることを前提とする。
  - 46条柱書では建築の著作物については原作品であるか複製物であるかは問題とされていない。

龍虎塔（台湾 高雄）  
Dragon and Tiger Pagodas  
1976年建設

画像出典：  
東武ワールドスクウェア公式ホームページ



## 46条

「美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 一 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
- 四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」



# 東京地裁平成13年7月25日判決（横浜市営バス事件）

## ■ 横浜市営バス事件の事例

- 原告は、横浜市営バス 1 台の車体に美術の著作物である原告作品を原作品として描いた。
- 被告書籍は、写真やイラストを用いて、町を走る各種の自動車を、幼児向けにわかりやすく解説したものである。
- 被告書籍の表紙には、左上部に小さく「なかよし絵本シリーズ〔5〕」と、その下に大きく「まちをはしるーはたらくじどうしゃ」と表題が付され、その下に、原告作品が車体に描かれた本件バスの写真が、大きく（縦約 8 c m, 横約 1 4 c m の大きさで）掲載されている。

- ◆ 被告は、複製権侵害の主張に対しどのような抗弁を主張することが考えられるか？その抗弁は認められるか？
- ◆ 被告は、氏名表示権を侵害するか？

## ■ 46条柱書適用の有無についての裁判所の判断

- 公道は、「一般公衆に開放されている屋外の場所」又は「一般公衆の見やすい屋外の場所」に該当する。
- 通常運行されるバスの車体への描画は、「恒常的に設置」に該当する。

【被告書籍の表紙】



## ■ 46条4号適用の有無についての裁判所の判断

「被告書籍は、幼児向けに、**写真を用いて、町を走る各種自動車を解説する目的で作られた書籍**であり、合計二四種類の自動車について、その外観及び役割などが説明されていること、各種自動車の写真を幼児が見ることを通じて、観察力を養い、勉強の基礎になる好奇心を高めるとの幼児教育的観点から監修されていると解されること、表紙及び本文一四頁の掲載方法は、右の目的に照らして、格別不自然な態様とはいえないので、本件書籍を見る者は、本文で紹介されている各種自動車の一例として、本件バスが掲載されているとの印象を受けると考えられること等の事情を総合すると、原告作品が描かれた本件バスの写真を被告書籍に掲載し、これを販売することは、**「専ら」美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する行為には、該当しない**というべきである。」

## ■ その他論点

- ◆30条の2（付随対象著作物の利用）： 「付随対象著作物」が「作成伝達物」（写真）の軽微な構成部分であるか？、「付随対象事物等」（バス車体）の「複製伝達対象事物等」（バスが走っている風景）からの分離の困難性？、利益を得る目的？
- ◆氏名表示権： 「創作者であることを主張する利益を害するおそれ」がないと評価できるか？ →東京地裁は氏名表示権侵害を否定した（具体的理由は示されていない）。